

神戸市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、神戸市民のより豊かで健康な暮らしの実現を目指し、栄養を通じた健康づくり・食育などに協働で取り組むため、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 食育に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) スポーツ振興に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) その他、本協定の趣旨を実現するために必要なこと。

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（機密の保持）

第2条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（実績報告）

第4条 乙は、本協定に基づいた当年度の連携事業の報告書を神戸市企画調整局に提出するものとする。

（協定の解除）

第5条 甲及び乙は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱を順守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月5日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

大阪市北区中之島6丁目2番40号 中之島インテス14階

乙 大塚製薬株式会社

ニュートラシューティカルズ事業部

大阪支店 支店長 吉田 卓史